

各位

令和7年6月9日

米子市剣道連盟  
会長 中野 厚志

段級審査会のご案内について

下記のとおり段級審査会を実施しますので、ご協力をお願いします。

1 段級審査会 (三段以下)

日時 令和7年7月21日 (月・祝)

受付 8:30~9:30 午前10時開会 (予定)

場所 名和農業者トレーニングセンター

申込書の提出要領及び締切日

場所 : 米子市営武道館 (米子市鞆町1丁目202)

受付日時 : 令和7年7月1日 (火) 午後6時~7時30分まで

7月3日 (木) 午後6時~7時30分まで

7月5日 (土) 午後3時~5時まで

7月8日 (火) 午後6時~7時30分まで・・・締切日

米子武道館少年剣道部の指導者の先生方にお渡しください。

(申込書は案内送付の封筒を使って提出してください。)

※提出の際には金額を確認します。必ず指導者の先生に渡してください。

段級審査受審者がいない団体も受審者ゼロの連絡をお願いします。(連絡先裏面参照)

☆ 受審資格、審査項目、受審料等は別紙参照のこと

☆ 受審申込書は、所要数をコピーして提出してください。FAXのコピーは不可。

☆ 受審申込書は折り曲げないこと。

☆ 申込団体名を必ず記入してください。(合格証書にこの団体名が記載されます。)

☆ 受審者が児童生徒の場合は、保護者が署名すること。

☆ 各道場、クラブ等の指導者名および連絡先(自宅および携帯電話番号)を必ず記載すること。

☆ 児童生徒は、学年・年齢(年齢基準は審査当日)を記入のこと。

※受審資格に学年、年齢が指定されています。受審資格があるか、必ずご確認ください。

☆ 形のみ受審者は、申込書の上部に「形のみ受審」と記入のこと。

☆ 段級位取得記録証(剣歴カード)は、申込書の左上部にクリップで固定して提出のこと。

☆ 段級位取得記録証(剣歴カード)を紛失した人は、証書のコピーを添付してください。

☆ 現有段級を鳥取県外で取得した人は、当該都道府県の段級位取得証明書を添付すること。

☆ 受審料納金は、A封筒に入れて申込み時に提出してください。

☆ 登録料納金については、団体で受審の方は、全受審者の合格発表後にまとめてB封筒で納金

してください。個人で受験の方は、合格発表後ただちに納金してください。

☆ 審査は1会場で行います。受験級、段によっては、昼食の準備をおすすめします。

【参考】R6年度後期審査会（2月開催）記録

	筆記試験開始	実技審査開始	木刀による審査開始	発表
8級		9:50		10:00頃
6級		9:55		10:05頃
5級		10:00		10:15頃
4級		10:08		10:30頃
3級		10:15	12:25	12:50頃
2級		11:05	12:40	13:00頃
1級		11:20	12:45	13:40頃
初段	9:50	13:35	14:09	14:25頃
二段	10:15	13:47	14:15	14:30頃
三段	10:15	13:58	14:21	14:40頃

## 2 四段、五段の審査会

日時 令和7年8月3日（日）午前10時開会

場所 倉古市宮武道館

米子市に居住する受験者のお申込先

場 所： 米子市宮武道館（米子市堀町1丁目202）

受付日時： 令和7年7月1日（火）午後6時～7時30分まで

7月3日（木）午後6時～7時30分まで

受取日時： 7月5日（土）午後3時～5時まで

7月8日（火）午後6時～7時30分まで・・・締切日

米子武道館少年剣道部の指導者の先生方にお渡しください。

（申込書は案内送付の封筒を使って提出してください。）

※提出の際には金額を確認します。必ず指導者の先生に渡してください。

米子市以外に居住する受験者のお申込先

場 所： 受験者が居住する都市剣道連盟に申し込んでください。

締切日： 受験者が居住する都市剣道連盟にお問い合わせください。

必要書類等につきましては、表紙、☆の記載をご覧ください。

連絡先

米子市剣道連盟 審査部 部長 飯塚

TEL: 090-8713-3043

令和7年6月9日

各位

米子市剣道連盟  
会長 中野 厚志

段級審査講習会のご案内について

平成22年前期段級審査より一般財団法人鳥取県剣道連盟においては、1級から3級までの審査に実技審査の他「木刀による剣道基本技稽古法」の審査を実施することとなりました。

下記要領にて、「日本剣道形」と「木刀による剣道基本技稽古法」の講習会を実施します。

記

日時	令和7年7月13日(日)
受付	8:30～
開始	9:20～(予定)
場所	名和農業者トレーニングセンター
内容	四・五段：日本剣道形 太刀の形7本、小太刀の形3本 + 学科試験要領説明 三段：日本剣道形 太刀の形7本 + 学科試験要領説明 二段：日本剣道形 太刀の形5本 + 学科試験要領説明 初段：日本剣道形 太刀の形3本 + 学科試験要領説明 1級：木刀による剣道基本技稽古法 基本1～9 2級：木刀による剣道基本技稽古法 基本1～6 3級：木刀による剣道基本技稽古法 基本1～4
服装	剣道着、袴、名札(ネーム)付き垂れを着用
持ち物	木刀、筆記用具
受講料	500円 (※会場使用料補助のために使用します。ご理解ください。)
その他	3級受審者は、できる限り講習を受けてください。 受講される方が所属する団体の指導者もできるだけ受講してください。 (指導者も受講料をお支払いいただきます。)

問い合わせ先

米子市剣道連盟 講習部 部長 谷川  
TEL: 090-7370-5857

## (一財)鳥取県剣道連盟 剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格

平成25年4月1日

段級	受審資格	
10級	修行10ヶ月以上	
9級	10級受有者で、就学1年前の者	
	又は、小学校1年生で修行10ヶ月以上を経過し、9級の受審資格を認定された者	
8級	9級受有者で、小学校1年生以上の者	
	又は、小学校2年生で修行10ヶ月以上を経過し、8級の受審資格を認定された者	
7級	8級受有者で、小学校2年生以上の者	
	又は、小学校3年生で修行10ヶ月以上を経過し、7級の受審資格を認定された者	
6級	7級受有者で、小学校3年生以上の者	
	又は、小学校4年生で修行10ヶ月以上を経過し、6級の受審資格を認定された者	
5級	6級受有者で、小学校4年生以上の者	
	又は、小学校5年生で修行10ヶ月以上を経過し、5級の受審資格を認定された者	
4級	5級受有者で、小学校4年生以上の者。	
	又は、小学校6年生で修行10ヶ月以上を経過し、4級の受審資格を認定された者	
3級	4級受有者で、小学校5年生以上の者	
	又は、中学生で修行10ヶ月以上を経過し、3級の受審資格を認定された者	
2級	3級受有者で、小学校6年生以上の者	
	又は、満15歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、2級の受審資格を認定された者	
1級	2級受有者で、小学校6年生以上の者	
	又は、満18歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、1級の受審資格を認定された者	
初段	1級受有者で、満13歳以上の者	
二段	初段受有後1年以上修行した者	
三段	二段受有後2年以上修行した者	
四段	三段受有後3年以上修行した者	
五段	四段受有後4年以上修行した者	
六段	五段受有後5年以上修行した者	
七段	六段受有後6年以上修行した者	
八段	七段受有後10年以上修行し、かつ、年齢46歳以上の者	
錬士	六段受有後1年以上経過した者	加盟団体の選考を経て加盟団体より推薦された者
教士	七段受有後2年以上経過した者	
範士	八段受有後8年以上経過した者	

※ 平成23年3月30日、全日本剣道連盟受審資格一部改正に伴う鳥取県剣道連盟受審資格改正。  
この改正した規則は、平成23年4月1日から施行する。

※ 鳥取県剣道連盟剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格10級・9級の新設に伴い、平成25年4月1日より受審資格の一部改正。

※ 年齢基準は、審査当日とする。

## (一財)鳥取県剣道連盟 剣道昇級・昇段審査項目 (受審者用)

受審段級位	実 技	日本剣道形等	学科
五 段	立会 (2回以上) (1回90秒程度、4人1組を原則とする)	日本剣道形 太 刀 7本 小太刀 3本	○
四 段	立会 (2回以上) (1回90秒程度、4人1組を原則とする)	同 上	○
三 段	・切り返し (2回) ・互格稽古 (3回) (1回60～90秒程度、6人1組を原則とする)	日本剣道形 太 刀 7本	○
二 段	・切り返し (2回) ・互格稽古 (3回) (1回60～90秒程度、6人1組を原則とする)	日本剣道形 太 刀 5本	○
初 段	・切り返し (2回) ・面一体当たり→引き面、引き小手、引き胸 (2回) ・互格稽古 (2回)	日本剣道形 太 刀 3本	○
1 級	・切り返し (2回) ・小手一面の二段打ち (2回) ・互格稽古 (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～9	
2 級	・切り返し (2回) ・小手一面の二段打ち (2回) ・互格稽古 (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～6	
3 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回) ・互格稽古 (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～4	
4 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回) ・互格稽古 (2回)		
5 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回) ・互格稽古 (2回)		
6 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込み面、相対動作)		
7 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込まないで面を打つ)		
8 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込まないで面を打つ)		
9 級	・礼法 ・足さばき (前後左右) ・竹刀の上下振り		
10 級	・礼法 ・足さばき (前後左右) ・竹刀の上下振り		

## 【実技審査留意事項】

四・五段の立会の方法は、全日本剣道連盟の実施している立会の方法に準ずる。

## 【日本剣道形審査留意事項】

※ 形の審査は原則として三組 (6人) で行う。(四・五段については二組 (4人) で行う。)

※ 立会人は、打太刀・仕太刀を指示し、「日本剣道形太刀の形 始め」「終わり」、「日本剣道形小太刀の形 始め」「終わり」と指示をする。

## 【木刀による剣道基本技稽古法審査留意事項】

※ 形の審査は原則として三組 (6人) で行う。

※ 立会人は、元立ち・掛手手を指示し、「基本1 一本打ちの技 始め」「基本2 二・三段の技 始め」  
・・・「基本9 打ち落としの技 始め」「終わり」

剣道 受験料（認定料）・登録料一覧表（五段以下）

令和元年改定

累進受験者

区分	受験料	登録料	合計
五段	13,000	31,000	44,000
四段	12,500	25,000	37,500
三段	10,000	19,000	29,000
二段	9,000	16,000	25,000
初段	6,500	14,000	20,500
1級	5,500	5,500	11,000
2級	5,000	5,000	10,000
3級	4,000	4,500	8,500
4級	4,000	4,000	8,000
5級	4,000	4,000	8,000
6級	3,500	3,500	7,000
7級	3,500	3,500	7,000
8級	3,500	3,500	7,000
9級	3,000	3,000	6,000
10級	3,000	3,000	6,000

認定受験者

（10級以外で初めて受験する者）

（剣歴カード代含む）

区分	認定料	登録料	合計
1級	9,500	5,500	15,000
2級	8,500	5,000	13,500
3級	6,500	4,500	11,000
4級	6,500	4,000	10,500
5級	6,500	4,000	10,500
6級	5,500	3,500	9,000
7級	5,500	3,500	9,000
8級	5,000	3,500	8,500
9級	4,500	3,000	7,500

累進受験者の剣歴カード再発行は300円です。

※ 令和元（平成31）年度から適用。

審査時には従来積立金とあわせ、全国大会協力金の負担をお願いするものです。

また、初段の方については、登録時に入会金をいただきます。

上記表の初段登録料は、入会金3,000円を含みます。